



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○電波法施行規則の一部を改正する省令 (総務六二)

○無線局免許手続規則の一部を改正する省令 (同六三)

○登録点検事業者等規則の一部を改正する省令 (同六四)

○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同六五)

〔告 示〕

○電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場合を定める件の一部を改正する件 (総務三二一)

○養成課程の終了の際に行う試験の実施について定める件の一部を改正する件 (同三二二)

○電子申請等により、添付書類等に係る電磁的記録を提出した無線局及び高周波利用設備のうち、その電磁的記録を直ちに表示することが困難又は不合理であるものが、当該書類等に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法を定める件 (同三二三)

○電波法施行規則第三十八条第三項ただし書の規定に基づき、証票を備え付けることを要しない無線局を定める件 (同三二四)

○電波法施行規則第五十二条の三第一項の規定に基づき、申請又は届出を電子申請等により行う場合において、電磁的記録を送信することにより提出することができない書類等を定める件 (同三二五)

○無線局に備え付けておかなければならない電波法及びこれに基づく命令の集録に代えて総務大臣の認定する抄録を備え付けることができる無線局を定める件等を廃止する件 (同三二六)

○無線従事者養成課程の実施要領を定める件の一部を改正する件 (同三二七)

○電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件の一部を改正する件 (同三二八)

○登録点検事業者等が行う点検の実施方法を定める件の一部を改正する件 (同三二九)

〔官庁報告〕

官庁事項

人事院年次報告 (業務状況報告) (内閣)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

東日本高速道路株式会社工事一部完了、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係

地方公共団体

解散命令、行旅死亡人、旅行者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表関係

会社その他

会社決算公告

六

七

三三

三三

三六

六

四

三

三

三

3 総務大臣は、第一項の規定により送信された電磁的記録に疑義があるとき又は判読することができないときは、当該電磁的記録を送信した者に対して、期限を定めて、前項の規定により保存する書類等の提出を求めることができる。

別表第二号第二項(中)「⑩」を「⑪」に改め、同(中)を同項(⑧)とし、同項中(⑩)を(⑪)とし、(⑫)から(⑮)までを(⑭)から(⑰)までとし、(⑱)次に次のように加える。

(13) 同一人に属する二以上の無線局で無線設備の設置場所又は常置場所が同一の総合通信局の管轄区域内にあるものにおいて、その一の無線局の無線設備と同一規格の予備の無線設備(空中線系については、同一型式とする。)の各装置を他の無線局の予備の無線設備の装置として共通に使用する場合における当該他の無線局の無線設備の変更の工事

別表第四号の第二のの様式中「注」無線検査設備の備付けを要する油圧局にあっては、無線検査設備に包含して「を削る。」

附則

1 この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前に電磁的記録により提出された書類についての無線局への備付け及び高周波利用設備の設置場所への備付けについては、改正後の第三十八条第六項(第四十五条の三第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○総務省令第六十三号

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月二十二日

総務大臣 佐藤 勉

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項ただし書中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用した免許の申請」を「免許の申請が、電子申請等(施行規則第三十八条第六項の電子申請等をいう。以下同じ。)である場合は、当該申請」に改める。

第十五条の二の二第四項に次のただし書を加える。

ただし、第二項の規定による免許の申請が、電子申請等である場合は、この限りでない。

第二十五条第一項後段を削る。

第二十六条第四項に次のただし書を加える。

ただし、許可の申請が、電子申請等である場合は、当該申請につき許可を与えたときは、第二項の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。

附則

この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。

○総務省令第六十四号

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第十条第二項、第十八条第二項及び第七十三条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、登録点検事業者等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月二十二日

総務大臣 佐藤 勉

登録点検事業者等規則の一部を改正する省令

登録点検事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)の一部を次のように改正する。別表第四号第二の表一の項中口を削り、ハをロとし、ニをハとし、同表二の項中ハを削り、ニをハとし、ホをニとする。

別表第五号の様式中

3 無線検査設備の備付け	備付け	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/>	備付け	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/>
4 無線業務口誌の備付け、記載内容及び保存	備付け	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/>	備付け	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/>
5 その他の書類の備付け	備付け	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/>	備付け	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/>

3 無線業務口誌の備付け、記載内容及び保存	備付け	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/>	記載内容	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
4 その他の書類の備付け	備付け	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/>	記載内容	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>

附則

この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。

○総務省令第六十五号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月二十二日

総務大臣 佐藤 勉

附則

この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の項中「第六条の三」の下に「第三十三条第七号」を加え、「から第六項まで」を「及び第五項」に改め、「第二項及び第三項」を削る。

附則

この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。

告示

○総務省告示第百三十一号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第三十八条の二及び第三十八条の三の規定に基づき、昭和三十五年郵政省告示第十七号(電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場合を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十一年七月一日から施行する。

平成二十一年六月二十二日

総務大臣 佐藤 勉

第一項及び第二項を次のように改める。
 一 時計、業務書類等の備付けの省略
 次の表の中欄に掲げる無線局は、当該無線局に備え付けなければならない時計、無線検査簿、無線業務日誌又は施行規則第三十八条第一項に規定する業務書類のうち同表の下欄に掲げるものの備付けを省略することができる。

無線局の種類	省略できる時計、業務書類等の範囲
一 (一) 放送局、放送試験局、海岸局、航空局、船舶局、航空機地球局、無線航行陸上局、無線標識局、海岸地球局、航空地球局、船舶地球局、航空機地球局、航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。以下同じ。放送衛星局、放送試験衛星局、非常局、放送を行う実用化試験局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。三の項において同じ。)標準周波数及び特別業務の局以外の無線局 (二) 無人方式の無線設備の局(一)の無線局を除く。	時計 無線検査簿
二 外国が開設する無線局(定期検査を要するものに限る。)以外の無線局	無線業務日誌
三 放送局、放送試験局、海岸局、航空局、船舶局、航空機地球局、無線航行陸上局、無線標識局、海岸地球局、航空機地球局、船舶地球局、航空機地球局、放送試験衛星局、非常局及び放送を行う実用化試験局以外の無線局	無線業務日誌
四 海岸局であつて、設備規則第九条の二第一項に規定する選択呼出装置のみにより呼出しを行うもの	(一) 海上移動業務において使用されるアルファベット順又は番号順の局の呼出符号又は識別信号の表 (二) 海岸局の局名録及び船舶局の局名録

注 特定船舶局(免許規則第四条第二項の表六の項の特定船舶局をいう。)が設置することができる無線設備及びH三E電波又はJ三E電波二六・一MHzを超え二八MHz以下の周波数を使用する空中線電力二五ワット以下の無線設備以外の無線設備を設置していない船舶局については、通信の相手方である無線局の無線業務日誌により運用の状況が把握される場合は、無線業務日誌を備え付けることを要しない。
 業務書類等の備付場所の特例
 次の表の中欄に掲げる無線局は、当該無線局に備え付けておかなければならない無線検査簿、無線業務日誌又は施行規則第三十八条第一項に規定する書類(一)の項、二の項、三の項及び六の項に掲げる無線局については、免許状を除く。)を同表の下欄に掲げる場所に備え付けておくことができる。

無線局の種類	備付場所
一 航空機局及び航空機地球局	定置場
二 船舶局(F三E電波一五六MHzを超え一五七・四五MHz以下又は三五・九MHzを超え三六四・二MHz以下の周波数を使用する空中線電力五ワット以下のものに限る。)	免許人の所在地

三 V S A T 地球局	V S A T 地球局の送信の制御を行うV S A T 制御地球局の無線設備の設置場所
四 宇宙物体に開設する無線局	無線従事者の常駐する場所のうち主なもの
五 無人方式の無線設備の無線局(移動するものを除く。)	無線従事者の常駐する場所又は当該無線局を管理する場所
六 その他の無線局(移動するもの(船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局を除く。)に限る。)	常置場所

注 一の項及び二の項に掲げる無線局については、無線業務日誌を除く。
 第三項の表以外の部分を次のように改める。
 三 時計、業務書類等の共用
 次の表の中欄に掲げる無線局は、当該無線局に備え付けなければならない時計、無線検査簿、無線業務日誌又は施行規則第三十八条第一項に規定する業務書類のうち同表の下欄に掲げるものを共用することができる。
 第三項の表一の項中(四)を削り、(五)を(四)とし、(六)を(五)とし、同表二の項無線局の種類欄を次のように改める。
 (一) 一の固定局の無線設備の全部を他の固定局の多重通信方式の無線設備の一部として共用する無線局
 (二) 同一の航空機を設置場所とする航空機局と航空機地球局
 第三項の表二の項中(三)を削り、同表三の項共用できる時計、業務書類等の範囲の欄を次のように改める。
 時計(3)
 第三項の表四の項中(四)を削り、(五)を(四)とし、同表六の項中(三)を削り、(四)を(三)とし、(五)を(四)とし、同表七の項及び八の項を削り、同表九の項共用できる時計、業務書類等の範囲の欄を次のように改める。
 無線検査簿(7)
 第三項の表九の項を同表七の項とし、同表注一の四を削り、同表注四中「航空機地球局又は無線標識移動局」を「又は航空機地球局」に改める。
 ○総務省告示第三百二十二号
 無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号)第二十一条第一項第九号の規定に基づき、平成二年郵政省告示第二百五十号(養成課程の終了の際に行う試験の実施について定める件)の一部を次のように改正し、平成二十一年七月一日から施行する。
 平成二十一年六月二十二日
 第三項第一号(2)を次のように改める。
 (2) 法規

養成課程の種類	国内		法規		国際	総数	試験時間
	目的の無線局の免許	無線設備従事者	運用業務書類	監督等罰則関係法令			
第三級海上無線通信士	一	一	四	一	一	十	六十分
第四級海上無線通信士	一	一	四	一	一	十	六十分

総務大臣 佐藤 勉

備付け及び照合の義務		B	B	B	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C
無線検査簿	様式及び保存期間	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C
無線業務日誌	記載事項及び保存期間	B	B	B	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C
免許状(証票)	備付け及び揭示の義務	B	B	B	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C
	訂正、再交付又は返納																			
その他備付けを要する業務書類		C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C

に改める。

○総務省令第三百二十八号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)別表第一号の二第2の表2の項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第八十七号(電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件)の一部を次のように改正し、平成二十一年七月一日から施行する。平成二十一年六月二十二日 総務大臣 佐藤 勉

第三項中「陸上移動局又は携帯局」を「無線局」に改める。

○総務省令第三百二十九号

登録点検事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)第十条の規定に基づき、平成九年郵政省告示第六百六十六号(登録点検事業者等が行う点検の実施方法を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十一年七月一日から施行する。平成二十一年六月二十二日 総務大臣 佐藤 勉

第一の一の表中「無線業務日誌等」を「無線業務日誌その他の従事の事実が確認できる書類」に改める。

官報

人事事項

人事院年次報告(業務状況報告)

国家公務員法第24条第1項の規定に基づいて、人事院から、平成19年度の人事院の業務の状況について報告があったので、同条第2項の規定により次のとおり公表する。

目次

はじめに

第1編 人事行政

第1部 人事行政この1年の主な動き

- I 能力・実績に基づく人事管理の推進
 - 1 人事評価制度導入に向けたリハーサル試行的実施
 - 2 人事評価制度及び評価結果の活用の制度の整備
 - 3 評価能力向上研修の実施

II 人材の確保・育成

- 1 採用試験の基本的な見直しに向けた取組
- 2 幹部要員の確保、育成の在り方
- 3 人材確保活動の推進
- 4 経験者採用の拡充・国家公務員中途採用者選考試験(再チャレンジ試験)の実施
- 5 官民人事交流の拡大
- 6 女性国家公務員の採用・登用の拡大
- 7 任免に関する規則の整備

III 適正な公務員給与の確保

- 1 平成20年の報告と勧告
- 2 給与勧告の取扱い
- 3 給与勧告に伴う給与法等の改正
- 4 非常勤職員の給与に関する指針の策定

IV 勤務時間の改定

- 1 平成20年の報告と勧告
- 2 勤務時間勧告の取扱い
- 3 勤務時間勧告に伴う勤務時間法等の改正

V 仕事と生活の調和に向けた施策の推進

VI 懲戒処分 of 厳正性・公正性の確保

- VII 不服申立て・苦情相談に対する適切な対応
 - 1 新たな人事評価の実施に係る苦情相談・不服申立て等への取組
 - 2 苦情相談への対応

VIII 退職環境の整備

- 1 早期退職慣行の是正と再任用制度の積極的な活用
 - 2 公務員の高齢期の雇用問題に関する検討
 - 3 人事院による就職の事前承認制度の廃止
- 第2部 人事院の創立、変遷と国家公務員人事管理における現代的課題

はじめに

第1節 人事院の創立、変遷

- 1 戦前の公務員制度(官吏制度)
- 2 国家公務員法の成立による公務員制度の確立
- 3 人事院の創立
- 4 昭和40年の国家公務員法の改正
- 5 平成19年国家公務員法改正
- 6 平成21年国家公務員法改正案

第2節 国家公務員人事管理制度についての基本認識

- 1 現行の国家公務員人事管理制度の仕組み
- 2 人事管理制度を構築する上での留意点

第3節 国家公務員人事管理における現代的課題

- 1 国家公務員の役割
- 2 年功序列・年次管理から能力・実績主義へ
- 3 高齢期の雇用問題と組織の活力維持
- 4 人事院勧告制度と労働基本権
- 5 人事行政の中立・公正性

第3部 平成20年度業務状況

第1章 職員の任用

第1節 採用試験

- 1 人材確保対策
- 2 採用試験
- 3 採用試験の方法
- 4 実施状況

第2節 任用状況

- 1 採用状況
- 2 在職及び離職状況
- 3 本府省の課長等への任用

第3節 II種・III種等採用職員の幹部職員への登用

第4節 民間人材の採用の促進

- 1 公務の活性化のための民間人材の採用
- 2 任期を定めた職員の採用
- 3 研究公務員の任期を定めた採用
- 4 官民人事交流

第5節 分限処分の状況

第6節 法科大学院への派遣

第2章 人材の育成

第1節 国家公務員の研修の概要

第2節 人事院が実施した研修

- 1 役職段階別研修
- 2 派遣研修
- 3 評価能力向上研修
- 4 テーマ別・対象者別研修
- 5 指導者養成研修等

第3節 各府省が実施した研修等

- 1 各府省が実施した研修
- 2 各府省研修への支援

第4節 留学費用償還制度

第3章 職員の給与

第1節 給与に関する報告と勧告

- 1 給与勧告の仕組み
- 2 平成20年の報告と勧告
- 3 公務員給与の実態調査
- 4 民間給与の実態調査

第2節 給与法等の実施

- 1 給与勧告以外の制度改正
- 2 級別定数の改定等
- 3 表彰等による昇給の実施
- 4 給与実務の指導
- 5 独立行政法人等の給与水準の公表

第4章 職員の勤務時間及び休暇

- 1 超過勤務の状況
- 2 勤務時間及び休暇制度に関する調査研究
- 3 裁判員制度に係る休暇の措置

第5章 職員の福祉及び能率

第1節 健康安全対策

- 1 健康の保持増進
- 2 安全の確保
- 3 健康安全管理の指導及び啓発

第2節 セクシュアル・ハラスメント対策

- 1 セクシュアル・ハラスメント防止対策担当者会議等の開催
- 2 国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間